

野洲市コミュニティバス運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「野洲市コミュニティバス運行業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 野洲市コミュニティバス運行業務委託
- (2) 業務内容 野洲市コミュニティバス「おのりやす」の運行管理及び運行
- (3) 仕様等 別添仕様書のとおり。なお、今後の提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性がある。
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3. 予算額

委託料の上限は 508,577,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール（予定）

| | |
|--------------|------------------|
| 令和7年6月24日（火） | 公募開始 |
| 令和7年7月8日（火） | 質疑受付締切 |
| 令和7年7月15日（火） | 質疑に対する回答予定 |
| 令和7年7月24日（木） | 参加申込提出期限 |
| 令和7年8月4日（月） | 参加資格審査結果通知 |
| 令和7年8月19日（火） | 企画提案書提出期限 |
| 令和7年9月16日（火） | プレゼンテーション審査 |
| 令和7年9月24日（水） | プレゼンテーション審査結果の通知 |

6. 参加資格の要件

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第88号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準

- (平成 16 年野洲市訓令第 33 号) に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。(過去を含めて税に未納がないこと。)
- ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- ⑤ 野洲市暴力団排除条例(平成 23 年野洲市条例第 22 号) 第 6 条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。
- ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 滋賀県内に本店、支店又は営業所があり、緊急時、迅速に対応できる体制を整えていること。
- ⑦ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (2) 次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができるものとする。
- なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登載された者は、次の①から④の書類を省略することができる。
- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- ② 個人にあつては、身分証明書

- ③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - ④ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- (3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. 説明会 説明会は行わない。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法

本実施要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式任意）を電子メールにて提出し、提出後に到達確認の電話をすること。なお、メールの件名は「野洲市コミュニティバス運行に関する質問」とすること。

(2) 提出期限 令和7年7月8日（火）午後3時まで

(3) 提出場所 野洲市都市建設部都市政策課 tosi@city.yasu.lg.jp

(4) 回答方法 令和7年7月15日（火）午後5時までに本市ホームページにて回答を公開。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類 以下の書類を作成し提出のこと。

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）・・・1部

② 事業者概要・・・1部

様式は問わないが、会社の規模や事業内容等について記載のこと。

③ 運行管理者経歴書（様式第2号）

④ 委託業務実績書（様式第3号）

令和3年4月以後において、国又は地方公共団体との間に同様又は類似している運行事業の履行実績（契約日・履行完了日）を有する者であること。

※ 履行実績を証明する契約書の写し及び仕様書の写しを添付すること。

⑤ 重大事故発生報告書（様式第4号）

⑥ 業務体制報告書（様式第5号）

上記様式第3号及び第4号について、すでに貴社で同様の書類を作成されている場合は、上記様式を当該書類として添付することとする。

⑦ 法人にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、個人にあつては身分証明書

- ⑧ 法人にあつては国税（法人税及び消費税）及び地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）、個人にあつては国税（所得税及び消費税）及び地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

※発行から3か月以内のもの

※証明書については証明日現在において、未納の税がないことを証明するもの。ただし、「未納がないこと」の証明書の書式発行ができない場合、直近年度分の納税証明書で可とする。

※本店からの申請の場合は本店分の、営業所等で申請の場合は当該営業所分の証明書を提出すること（この場合、本店分は不要）。ただし、営業所等が納税義務者でない場合、本店分の提出で可とする。

- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）

※代表者印（実印）を押印

- ⑩ 会社役員名簿（様式第7号）

- ⑪ 印鑑証明書

※発行から3か月以内のもの

（2）提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

（3）提出期日 令和7年7月24日（木）午後1時まで

（4）提出先 野洲市市都市建設部都市政策課

10. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）・・・・・・・・・・・・・ 原本1部、副本8部
- ② 企画提案書 本編（様式任意）・・・・・・・・・・・・・ 原本1部、副本8部
- ③ 参考見積書（様式第9号）・・・・・・・・・・・・・ 原本1部、副本8部
- ④ 参考見積書内訳（様式第10号）・・・・・・・・・・・・・ 原本1部、副本8部

（2）提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、申込期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。持参する場合は、土・日・祝日を除く

午前9時から午後5時まで受け付ける。なお、受付最終日は午後1時までの受付となるため注意すること。

(3) 提出期限 令和7年8月19日(火)午後1時まで

(4) 提出先 野洲市都市建設部都市政策課

(5) 留意事項

(ア) 全体

- ① 提出書類は、本実施要領、仕様書、評価基準一覧表の内容を踏まえ、作成すること。また、できるだけ平易な表現で(専門用語を使用する際には、注釈をつけること)分かりやすく具体的に説明すること。
- ② 提出書類の作成は、順番どおりに簡易製本(A4判、縦型、横書き、左綴じ)すること。
- ③ 提出書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とすること。
- ④ 提出書類の提出は1参加者あたり1提案のみとすること。
- ⑤ 提出期限以降の内容の変更は認めない。誤字脱字等がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。ただし、野洲市都市建設部都市政策課が必要と認める場合は、内容の変更を求めることがある。
- ⑥ 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠を含めて具体的であること。なお、本業務契約後に掲載内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(イ) 企画提案書

- ① 本編は20ページ以内にまとめ、各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、A3判の挿入も可とするが、A4判に織り込むこととし、A3判は2ページ換算とする。
- ② 下記、企画提案書の構成に基づく章立てとすること。

| | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 利用者の利便性について | <ul style="list-style-type: none"> ・収益拡大策 ・利用促進向上について |
| 2 | 緊急時の対応能力について | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育体制 ・災害発生時、緊急時の対応能力(緊急時対応マニュアルの有無、緊急時の連絡体制) |
| 3 | 利用者の配慮について | <ul style="list-style-type: none"> ・運行上の安全対策 ・事故処理体制、対応能力、責任体制(マニュアルの有無、事故時の損害賠償について) ・運転者の接遇研修や教育体制 ・苦情処理体制(マニュアルの有無・苦情の際の体制) |

11. プレゼンテーションについて

- (1) 日時 令和7年9月16日(火) (予定)
- (2) 場所 野洲市役所 本館2階 第5会議室
- (3) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは非公開で行う。
 - ② 説明は、事前提出した企画提案書の範囲内で行うものとし、追加資料の配布や使用は認めない。
 - ③ プレゼンテーションの時間は1参加者あたり40分以内(提案30分、質疑10分を目安)とし、準備、後片付けは含まない。なお、タイムスケジュールは別途配付する。
 - ④ 出席者は1参加者あたり3名以内とし、当該業務の主担当を予定する者が企画提案書に従いプレゼンテーションを行うこと。
 - ⑤ スクリーンは市で用意する。パソコン及びプロジェクター等それ以外に必要な機器については、提案者で用意すること。

12. 審査方法等

審査は、「野洲市コミュニティバス運行業務委託に係るプロポーザル審査委員会」の委員が、「野洲市コミュニティバス運行業務委託に係るプロポーザル審査評価基準書」に従い実施するものとする。

- (1) 参加資格審査(一次審査)
 - ① 提出された書類を基に、書面による参加資格審査(一次審査)を実施する。
 - ② 結果についてはプレゼンテーション審査までに通知する。
- (2) 事業等審査(二次審査)
 - ① 参加資格審査(一次審査)の通過者を対象に、提出書類及びプレゼンテーションによる事業等審査(二次審査)を実施する。
 - ② 提出書類に虚偽の記載をした場合、又はプレゼンテーションに欠席をした場合は、採点を行わない。
 - ③ 全ての提案者のプレゼンテーション審査終了後、同審査委員会による審査を行い、優先交渉権者を選定する。
- (3) 優先交渉権者の決定方法
事業等審査(二次審査)の結果、最高評点を獲得した提案者(最高評点を獲得した

提案者が複数あった場合は、審査評価基準に基づく価格評価点が高い提案者（より高かった提案者）を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を交渉者とする。ただし、評価点数の総計1,000点中、600点に満たない場合は、優先交渉権者とししない。

13. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年9月24日（水）
- (3) その他 審査結果についての問い合わせは、文書の発送後、7日間受け付けることとする。

14. 契約締結

契約手続きは、野洲市契約規則（平成16年10月1日野洲市規則第55号）の定めるところによるものとし、契約書は審査で決定した随意契約の相手方となる候補者と改めて協議のうえ締結する。ただし、企画提案に虚偽等が判明した場合、企画提案が契約に反映されない場合、又は協議が整わない場合は、次点の候補者との協議を開始する。

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1参加者につき1案とする。

16. 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある

情報については、決定後の開示とする。

17. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急等で止むを得ない理由により、本プロポーザルを停止、中止もしくは、取り消すことがある。これらの場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書及び企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により、「18. 問合せ先」まで提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 参考見積書の金額が、「3. 提案上限額」にある総額の上限を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申し立て

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市都市建設部都市政策課 担当：山田・森岡

TEL：077-587-6324／FAX：077-587-6960

E-mail：tosi@city.yasu.lg.jp